

第 52 回 葛飾区子ども・子育て会議 会議録

I 日時：令和 7 年 7 月 4 日（金） 午後 2 時～

II 場所：かつしかエコライフプラザ研修室

III 出席者

1 【出席委員 22 人】

石井会長、二宮副会長、浅井委員、石川委員、伊藤委員、稲吉委員、江良委員、小野田委員、小林委員、佐藤委員、鈴木委員、田中（麻）委員、塚田委員、坪井委員、津村委員、中山委員、町田委員、三尾委員、菊池委員、塚田委員、三好委員、渡邊委員

2 【欠席委員 3 人】

遠藤委員、黒沢委員、山崎委員

3 【事務局】

子育て支援部長、児童相談部長、子育て政策課長兼子ども・若者担当課長、子育て応援課長、子育て施設支援課長、保育課長、児童相談課長、児童保護担当課長、児童保護法務担当課長、子ども家庭支援課長、青戸保健センター所長、教育指導課長、総合教育センター教育支援課長、放課後支援課長、他担当職員

4 【傍聴人】

2 人

IV 次第

1 開会

2 区長挨拶

3 委員紹介

【資料 1】

4 区職員紹介

5 葛飾区子ども・子育て会議会長及び副会長の選出

6 議事

(1) 葛飾区子ども・子育て会議の役割・運営について

① 葛飾区子ども・子育て会議条例

【資料 2 - 1】

② 子ども・子育て支援法（抜粋）

【資料 2 - 2】

③ 葛飾区子ども・子育て会議運営及び公開に関する要綱

【資料 2 - 3】

(2) 令和 7 年度葛飾区の現況について

【資料 3】

(3) その他

① 第一子保育料無償化に伴う子育て世帯の負担軽減策の拡大実施について

【資料 4】

② 区公式ホームページ内における子どもページの開設について

【資料 5】

③ 葛飾区児童相談所の開設後 1 年間の状況について

【資料 6】

7 閉会

V 配付資料

葛飾区子ども・子育て会議（第 52 回）次第

資料 1 委員紹介

資料 2 - 1 葛飾区子ども・子育て会議条例

資料 2 - 2 子ども・子育て支援法（抜粋）

資料 2 - 3 葛飾区子ども・子育て会議運営及び公開に関する要綱

資料 3 令和 7 年度葛飾区の現況について

資料 4 第一子保育料無償化に伴う子育て世帯の負担軽減策の拡大実施について

資料 5 区公式ホームページ内における子どもページの開設について

資料 6 葛飾区児童相談所の開設後 1 年間の状況について

VI 会議要旨

1 開会

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- 委員改選後最初の会議となるため、会長及び副会長の選任までの間、会長にかわり進行を務めることを説明。

事務局

- 出欠状況について報告。定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。
- 傍聴人がいるため、注意事項を伝達。
- 区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。
- 配付資料について確認。

2 区長挨拶

区長

- 本日は、第52回葛飾区子ども・子育て会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。そして皆様には、これからの2年間、委員としてお勤めいただくことをお願い申し上げます。
- 子ども家庭庁が「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、積極的に子育て施策に取り組んでいる中、本区においても子育て施策を区政の最重要課題に掲げ、子どもたちが育ちやすく、そして元気に育つ地域社会を作るために、様々な施策を推進しております。
- 子育て施策は、生まれる前から大人になるまでの間、長い期間にわたって支援していく必要があります。そのため、その都度課題を発見し対応していくことが大切であると考えております。
- 本区では、令和5年度に東京23区で初めて、小中学校の給食費を無償化いたしました。その後、東京都全ての自治体でも給食費が無償化されました。また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、今年度から修学旅行や移動教室、一部副教材費にかかる費用も無償化しております。
- 現在、子どもの出生率は下がる一方であり、厚生労働省の調査では、今年初めて70万人を下回る状況となりました。出生率の問題は簡単に解決できることではありませんが、安心して子育てができ、子どもが元気に育つ地域社会を実現するために、区民の声に耳を傾け、基礎的な自治体としての強みを生かして、きめ細やかな支援を続けていきたいと考えております。
- 葛飾区子ども・子育て会議においては、皆様から忌憚のないご意見をいただき、活発なご議論を通じて、区が実現できることを考えていただければ幸いです。各分野の専門家の皆様には、専門的な見地からのご意見をいただけますようお願い申し上げます、本日のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- 青木区長におかれましては、公務のため、これにて退席させていただきます。
(区長退席)

事務局

- WEB会議システムによる出席者がいるため、注意事項を伝達。

3 委員紹介

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

(資料1 委員紹介)

- 委員改選があったため、委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。

(出席委員の自己紹介)

4 区職員紹介

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- 続いて、令和7年度の区職員の紹介をさせていただきます。
(事務局紹介)

5 葛飾区子ども・子育て会議会長及び副会長の選出

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- 会長の選出については、葛飾区子ども・子育て会議条例第5条第2項において、学識経験者のうちから、区長が指名することとなっております。よって、大妻女子大学家政学部の准教授であります、石井委員を指名させていただきたいと思っております。
(各委員から承諾の拍手あり、石井委員了承。)
- この後の進行をお願いするとともに、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。
(会長、挨拶)

会長

- 次に副会長の選任をさせていただきます。副会長は互選となっております。どなたか推薦はありますでしょうか。

委員

- 前回までも子ども・子育て会議で副会長をしていただいた「二宮委員」に、引き続き副会長をお願いしたいと思います。

会長

- 二宮委員への推薦の声がありましたが、皆さんいかがでしょうか。
(各委員から承諾の拍手あり、二宮副会長了承。)
- それでは、二宮委員を副会長といたします。二宮副会長より一言、ご挨拶をお願いいたします。
(副会長、挨拶)

6 議事

(1) 葛飾区子ども・子育て会議の役割・運営について

会長

- 改選後、初回の会議となりますので、議事(1)「葛飾区子ども・子育て会議の役割・運営について」事務局より説明願います。

事務局

(資料2-1 葛飾区子ども・子育て会議条例)

(資料2-2 子ども・子育て支援法(抜粋))

(資料2-3 葛飾区子ども・子育て会議運営及び公開に関する要綱)

- 初めに、資料2-1の「葛飾区子ども・子育て会議条例」についてです。
- 本会議は、第1条(設置)のとおり、子ども・子育て支援法に基づき、区の子ども・子育て支援計画の策定等について調査審議を行うため、区長の附属機関として設置されております。
- また、先ほど会議冒頭において、出席委員の定足数について触れさせていただきましたが、本条例は第6条第2項に「会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。」と規定されております。

- 本会議の審議事項につきましては、「子ども・子育て支援法」に規定されております。
- 次に、資料 2-2 の「子ども・子育て支援法」についてです。
- 抜粋資料に、第 72 条 市町村における合議制の機関の設置について記載されております。
- 審議事項としましては、大きく 4 つに分かれており、1 つ目は、特定教育・保育施設（いわゆる、認可保育所・認定こども園・幼稚園）の利用定員の設定に関する意見聴取。
- 2 つ目は、特定地域型保育事業（いわゆる「小規模保育事業」や「家庭的保育事業」など）の利用定員の設定に関する意見聴取。
- 3 つ目は、葛飾区子ども・子育て支援事業計画の策定・見直し等に関する意見聴取。
- 4 つ目は、葛飾区の子ども・子育て支援に関する施策の、総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査・審議。
- 以上の 4 つが「葛飾区子ども・子育て会議」における直接の審議事項となっております。
- 次第の議事にあるその他については、本会議の直接の審議事項ではありませんが、情報提供や意見聴取を行う案件となります。
- 次に、資料 2-3 の「葛飾区子ども・子育て会議運営及び公開に関する要綱」についてです。抜粋してご説明させていただきます。
- 第 2 条では会議の公開について定めており、本会議は原則公開となっております。
- 次の第 3 条から第 9 条までは傍聴に関する内容、第 10 条は会議開催の周知、第 11 条は会議録等について定めております。
- 会議録及び資料は、会議終了後、区のホームページを通じて公開してまいります。事務局からの説明は以上でございます。

会長

- 事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。
(質疑応答なし)

(2) 令和 7 年度葛飾区の現況について

会長

- 議事（2）「令和 7 年度葛飾区の現況について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料 3 令和 7 年度葛飾区の現況について)

- 初めに、(1) 乳幼児人口の推移をご覧ください。
表は縦軸に年度、横軸に年齢を記載しております。右から 2 行目の「計」の欄をご覧ください。令和 3 年度時点では、乳幼児人口は合計で 20,409 人でした。これが令和 7 年度時点では、18,188 人となっており、この間 2,221 人減少しております。
- 資料に記載はございませんが、葛飾区全体の人口は令和 7 年 4 月 1 日時点で、令和 3 年度と比較して 7,636 人増加し、470,812 人となっている一方で、乳幼児人口は令和 3 年度から令和 7 年度まで減少が続いております。
- 昨年度策定した葛飾区子ども・若者総合計画において、0 歳児人口は令和 6 年度の 2,726 人から減少し続けていく推計を行っておりましたが、令和 7 年度の 0 歳児人口は前年度と比較すると、204 人増加しております。
- 次年度以降の 0 歳児人口の推移や大規模マンションなどのまちづくりの進捗状況にもよりますが、乳幼児人口は教育・保育施設の定員数の見込みにも影響を及ぼすことから、今後の動向には引き続き注視してまいります。
- 次に、(2) 保育施設数と定員推移をご覧ください。表では、縦軸に施設や事業、横軸に年度と施設数、定員、在園児数を記載しています。
- 表の一番左に記載の令和 3 年度時点では、公立・私立保育園、認定こども園、認証保育園、小規模保育事業所及び家庭的保育事業所を合わせた定員合計で 12,901 人、在園児は 11,249 人となっております。
- これが表の一番右に記載の令和 7 年度時点では、各保育施設合計で定員が 13,023 人、在園

- 児が 11,272 人となっており、定員は 122 人、在園児は 23 人の増加となっております。
- 次に 2 ページ (3) 乳幼児人口に対する在園児の割合をご覧ください。
乳幼児人口に対する在園児の割合は、令和 3 年度は 55.1%、以降、令和 7 年度の 62.0%まで、毎年増加しております。このことから、乳幼児人口が減少し続けている反面、保育施設利用に対する需要は高まり続けていると考えられます。
 - 次に、(4) 一歳児等受入事業をご覧ください。
この事業は、令和 7 年度 4 月入園児募集において入所保留になった 1 歳児等を対象として、一時保育スペースなどを活用して 1 年間受入れをするもので、今年度事業を実施した施設数が 24 施設、利用数は 22 人となりました。
 - 続いて (5) 待機児童数をご覧ください。
左の表には、過去 5 年間の推移を記載しております。表には記載がございませんが、令和 2 年度は 21 人の待機が生じていました。その後、令和 3 年度には、国の基準に基づいた待機児童数は 0 人を継続しております。
 - 3 ページ目は、学童保育クラブにおける葛飾区の現況となります。
 - 初めに、(1) 区立小学校在籍児童数推移をご覧ください。
区立小学校の在籍児童数は、令和 3 年度まではほぼ横ばいでしたが、前年度と比較すると令和 4 年度は 152 人、令和 5 年度は 108 人、令和 6 年度は 62 人、令和 7 年度は 213 人の減少となっております。先ほどご説明した乳幼児人口と同様に、児童数も減少傾向が続いております。
 - 次に、(2) 学童保育クラブの施設数をご覧ください。
学童保育クラブは、令和 3 年度の 89 か所から、令和 7 年度には 92 か所と、この 5 年間では計 3 か所の増加となっております。
 - 続いて (3) 入会者数推移をご覧ください。
学童の入会者数は、令和 7 年度は合計で 5,090 人となっており、前年度の 4,969 人と比較すると 121 人の増加となっております。学童保育クラブにおいても、対象となる児童数は減少傾向にありますが、学童保育クラブの需要が高まり続けていると考えられます。
 - 右側の表は、令和 6 年度よりモデル実施している、学童保育クラブの待機児童対策「かつしかプラス」の入会者数となっております。令和 6 年度と令和 7 年度を比較すると、実施場所が 4 か所から 8 か所から増えたこともあり、利用者数が全体で 185 人増加しており、特に 2 年生、3 年生、4 年生の入会者数が多い状況となっております。
 - また、今年度から新たに学童保育クラブの待機児童対策解消に向けた取組として、出張型夏季一時学童保育を実施いたします。
 - 令和 7 年度は、特に待機児童数の多い西亀有小学校・住吉小学校において、公立児童館職員が出張し、夏季一時学童保育を実施いたします。
 - 最後に (4) 待機児童数推移をご覧ください。
令和 3 年度以降、令和 6 年度まで学童保育クラブの待機児童は増加していましたが、令和 7 年度は 299 人の待機児童数と、前年度と比較すると待機児童数としては 143 人減少しています。理由としては、かつしかプラスの利用者増加が考えられますが、待機児童数が生じている状況は変わらないため、引き続き、待機児童解消に向けた取組を進めてまいります。

会長

- 事務局からの説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

委員

- 保育園の待機児童から、今は学童の待機児童が問題になっています。
- 周りのママたちと雑談している中で、保育園が待機児童がゼロになった話をしたら、兄弟で違う保育園に行っている人が多いから、これで安心してほしくないと話していました。

保育課長

- 兄弟・姉妹で、別の保育園を利用されている方の数字は今、手元にないのですが、希望の園に通えていない方は、令和 7 年 4 月 1 日時点にて総計 216 名とのデータが出ておりま

す。

会長

- 216名の内の何名が掛け持ちしているかが分からないとのことですね。
- 先ほどお話ありました実際の声も踏まえて、待機児童ゼロでも安心ということではないことだけはお願いします。
- 他にはいかがでしょうか。

委員

- 私が思うところ、駅近の保育園は割と埋まりやすい。どうしても辺境地となると、やはり空きが出ている。そのため、地域でやっぱり格差が出てきてしまう。
- 新しい大きなマンションが建設された金町辺りは、特に保育の需要が高まっているように感じます。
- 葛飾区の場合は転入者が非常に多く、特に20代の転入者が多い状況があります。
- 様々なことを考慮して、ある程度データとして区が用意しておくことはやっていただいた方がいいと思います。

会長

- ありがとうございます。地域偏在についてですが、実際はいかがでしょうか。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

- 地域偏在のお話、以前から少しずつ問題になってきているところはございます。
- お話のとおり、駅前の人気があるのはもちろんですが、駅から少し離れていても、例えばですが、園庭が広い園は人気があります。
- 一概に地域特性だけではなく、園の状況なども踏まえ、地域偏在をどのようにして解消していくのか、我々も少し頭を悩ませているというのが現状でございます。

会長

- ありがとうございます。

委員

- 区がやっている送迎ステーション事業を上手く活用し、アピールすることはすごく大事だと思っています。
- 子どもが広い園庭で遊ぶことはすごくいいと思っています。また、しっかりアピールしていくことが大事だと思います。

会長

- ありがとうございます。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

- 今、委員からお話がありましたとおり、現在、保育園送迎ステーション事業を実施しております。
- 金町駅の近くのカナマチぷらっとという施設を活用して事業を行っています。お子さんを施設に連れてきていただき、預かったお子さんをバスに乗せて、駅周辺、多少遠方の保育施設を含めて、バスで保育園に送り届けています。
- 夕方になったら、園にバスで迎えに行き、カナマチぷらっとでお子さんたちを再度預かり、保育している間に保護者の皆さんに迎えに来てもらうというモデル事業です。
- 地域偏在の対策として有効との見立てをしている一方、コストの問題やバス、人件費など、経費がかなり掛かるという課題も少し見えてきています。
- 今後どういう形で進めていくのか、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

会長

- ありがとうございます。
- 毎年、区の現況の報告はやっていただいておりますが、幼稚園の実数が出ていないと思います。委員、このことは大丈夫でしょうか。

委員

- あった方が良いでしょうね。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

- 今いただいたご要望等も踏まえて、今後の資料作りに参考とさせていただきます。

会長

- ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員

- 親御さんのお話を聞いていると、区の子育て施策＝（イコール）保育園に向かっていると感じます。
- 幼稚園は自分で選んでいるから、そこまで大きく声をあげていらっしゃらない方も多いですが、中にはパートで働き、幼稚園に通わせたい親御さんもいます。一方で、預かり保育にはお金を出しています。保育園だと補助が出ているのにと、小さな不満を皆さんお持ちなのかなと感じたところです。
- 学童ですが、校内学童に入る方が多いので、場所によっては過不足がどうしても出てくるよう思います。親御さんからすると、学童、わくチャレなど、選択できる場所があるからこそ、アンバランスに感じます。地域ごとに学童の待機に差があることも、不公平感を感じると話している方もいました。

会長

- ありがとうございます。

放課後支援課長

- お話のあったように、やはり地域的な過不足、多い少ないという不公平感のようなお話があると伺っております。
- 再開発などで、特に亀有や金町地域で待機児童が多く発生していると認識しております。その地域には可能な限り、かつしかプラスやわくチャレの充実、また、西亀有の方で出張型の夏季一時学童を実施するなど、できる限りのことはやっていきたいと思っております。

会長

- ありがとうございます。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

- 前段の方のお話ですが、これまでやはり子育て支援というと、待機児童、保育所整備がクローズアップされてきたところですが、昨今、待機児童がゼロとなり、保育料の無償化など、子育て支援の取組みを進めているところでございます。一方で、保育園だけでなく幼稚園に通われている方々にも目を向けて、本日その他の議題にありますとおり、幼稚園の入園料や、預かり保育の助成を拡充させていただくなど、保育園以外の部分でも実施していくところでございます。

会長

- ありがとうございます。

委員

- 私も2人保育園に通園させているところですが、入園前には魅力がある園を選んできているところがあります。
- 上の子が3歳の時には、園庭がある保育園に転園したこともあるほど、園庭がある園は親にとってすごく魅力的で、少し駅から遠くても送迎する価値があると思っています。
- 新設の園は園庭が小さかったり、なかったりするので、転園した経験もありますが、魅力がある区にしていくにはどのようにしていけば良いのか、選ばれる区になるには、どのようにしたら良いのかと考えたときに、今後は質の向上にも目を向けていく必要があると個人的にと思っています。
- 今、子どもを区立保育園に預けているのですが、先生の数が正直足りないのではないかとすることがあります。先生数を増やして、もっと手厚い保育にするところをやっただけだと、先生方も子どもたちも安心して笑顔で過ごせるのではないかと感じています。
- 私の子どもが通っている保育園では、園に入る際に入口でインターホンを押して、保育園の名札を見せ、それを担任の先生たちが確認して入れていただく方法なのですが、登園の度に、先生方は呼ばれてインターホンを確認しなければならず、どうしても子どもから目を離してしまいます。前の保育園では暗唱番号を入力するだけでよかったのに、今の保育園では、先生たちの人数も少ない中で、朝や夕方にも何度も確認しています。
- 上の子は学童に入っていて、長期休みの時にはお昼ごはんとしてお弁当を頼めるのですが、友人の子どもが通う学童では同様のサービスがなく、お母さんが毎日お弁当を作っているらしいです。なので、お昼ごはんとしてお弁当を頼めるサービスが全ての学童にあるといいと思いました。
- 学童とわくチャレの併用などで、学童の時間の長さをどうするかなど、色々できることはあるように思います。今、学童の先生が不足していて、わくチャレの子は一輪車で遊べるのに、学童の子は一輪車で遊べないと子どもから聞きました。一輪車はどうしてもケガが多く、先生の数がないとできないことが理由とのことですが、この話を聞いて、人手不足解消がまずは問題になるのかなと感じています。

会長

- 貴重なご意見ありがとうございます。先ほどのご意見について、事務局お願いします。

保育課長

- 保育士の数ですが、実際に法令に基づいて何歳児には何人と定められているところですが、確かに園によって、様々な事情から、保育士数が足りていないのではないかと、もっとなんとか手厚くできないかと、常日頃から各園長と情報交換含めて面談している中で、お話いただいております。区といたしましては、会計年度任用職員等を配置するなど、上手く園の方を運営できるようサポートさせていただいているところです。
- 先ほどお話がありました、インターホンの話でございます。確かに今は園に来た方を事務室にあるインターホンで画面確認し、扉を開ける方法でやっておりますが、今ちょうど、持ち運びできるモニター付きのリモコンで画面を確認し、その上でボタンを押して扉の解除をできるよう、工事を順次進めているところでございます。

会長

- 先ほどの件、担任がわざわざ見に行かなければいけないというお話でした。それは別に担任じゃなくても、園長だって主任だってパートだって、できる話ではないでしょうか。担任が行くというのは職場を1回離れる話だから、これは本末転倒かなと。そういうところを杓子定規にやっているのではなくて、ちゃんと今みたいに声を拾って、現場判断で変えられるようにしておかないといけないと思います。
- 保育士数の話ですが、今、数は足りているという答弁をされていますから、質を高めていくという思考にいただけるとありがたいと思います。

放課後支援課長

- 学童の長期休みのお弁当の件でございますが、私ども私立学童をサポートさせていただいている中で、基本的には保護者の要望に応じていると聞いております。実際、各法人様の運営方法は様々なところもございますので、ただいまの要望につきましては、改めて、連盟の方等にもお伝えさせていただければと思います。
- 人員不足の件についてですが、確かに昨今、学童の職員確保が厳しい状態にあると認識しております。職員の処遇改善としましては、本区独自の改善加算を実施しており、昨年度は、人件費を年額 20 万円相当増額できるよう補助金の見直し等も行っております。今後も引き続き検討させていただく中で、人員不足について少しでも解消していきたいと考えております。

委員

- 確かに保育園の待機児童はゼロですが、我々の中では以前から、保育の質を高めるにはどうしたらいいかを考えています。葛飾の人口を増やすにはどうしたらいいかと考えるのと同じで、保育園も人数が埋まらないと運営が成り行かない施設です。どの保育園でも、園で考える魅力ある保育をやった結果、人が来てくれることが一番良いと思っています。
- 区は確かに杓子定規なところがたくさんあります。国で保育に関わる人数は決められていますが、どうやり繰りするかと考えると、絶対的に制度がおかしいところがあります。人が全く足りていないのは事実で、各クラスに 1 人補助がいけないような状況の中でやっております。
- 先ほどのインターホンの話も、確かに不審者対応をきちんとしなければならないところもあるので、しょうがないのかなという部分と、もうちょっと柔軟にいろんなことを考えられないかと思うところがあります。やはり子どもたちを前にすると何が起こるか分かりません。先日も、北海道の方で 2、3センチのプールで溺れてしまった事故がありました。保育園で働く職員、特に保育士は国家資格を持った専門職なので、その専門性をきちんと活かせる現場環境にしなければいけないと思っています。
- 送迎ステーションなど、何か一つはじめると関わる事務等を含めた作業がものすごく煩雑です。補助金を沢山いただいておりますが、補助金の提出も作業がものすごく煩雑です。事務に係る費用が国も含めて、なぜか正規の事務の費用が出ていないのがおかしな話だと思います。
- 学童について、区として、わくチャレをどうしていくのか今後の将来的な展望が見えないです。わくチャレについて、先ほどお話があったように、学校によってやっていることが違います。夏季一時をやっているわくチャレもありますが、やっていないところもあります。同じ葛飾区に住む子どもたちが、住む地域によって受けられるサービスが違うというのは私はおかしいと思っています。
- 長期的なわくチャレをどうするのか話が進まない中で、学童とわくチャレのすみ分けができていないとこと、できていないところがあります。放課後の児童の居場所として、大事な一つの居場所が学童だと思っています。学童の待機児童も問題ですが、学童の中の質も保育の質も上げていかなければいけない中で、職員の環境をきちんと整えてあげなければいけないとずっと訴えています。
- 学童に更衣室がない、大人のトイレがない、働く人の人権をどう考えているのかとずっと言っていますが、新しく作るにはつけても既存の施設はそのままになっています。
- 我々が目の前にあるアパートの一室でも借りて、職員の休憩室や更衣室で使えないかと言ったら、ほとんど東京都の補助金からやっているの、子どもたちのための施設にしかお金は使えないと。職員のために部屋を借りるお金は出せませんと回答をもらいました。ただ、それは区の考え方の話で、学童の子どもたちを大切にするには、職員も大切にしないと、子どもたちが大切にできる居場所は作れないと思うのに、そこも考えないで出せないと言われました。ずっと訴えています。
- かつしかプラスもそうですが、新規のお金は予算上沢山ついていても、既存のところには、一向に我々の現場の声を聴いてくれないというのが正直なところなんです。今年、我々の学童の職員で、初めて産休・育休の職員を雇っていて、今育休に入っていますが、余剰人

員なんていません。なんとか新たに一人雇うことができましたが、そうでなかったら今年
は学童は赤字かなと思いますし、育休の手当が出るかといったら、学童の方は一切出ない
ので、運営面でも厳しいところです。

- 先ほどの学童のお弁当のお話も、各法人に任せているとお話されていましたが、各法人に丸投げのところなので。うちは地域のお弁当屋さんをお願いして、届けていただいている
ますが、学童によっては、保護者に毎日作って来てもらうところもありますし、そこ
のところも学童も含めたビジョンが統一されていないところがあります。現場の職員は、いろ
んなところで頑張っています。毎日毎日。この時期汗だくになりながら、外で子どもたちと
遊びますし。でも、現場の環境を整えてあげないと、やはり働く人が少なくなってしまう
し、大変な職場とみられてしまうことがあると思います。けど、それではいけなくて、学
童の仕事って素晴らしい仕事だと思ってもらうため、きちんと環境を整えていかなければ
いけないと思っています。

委員

- 思いが伝わってきました。

委員

- なかなか伝える場がないので、皆さんにそういう現状を知ってもらいたいと思いました。
放課後支援課さんも単体だと動きづらいところが現状あるかと思しますので、区全体でこ
の問題について取り組んでいただきたいと思いました。

会長

- ありがとうございます。これは本当に大事な保護者からのご意見と、現場からのご意見で
すごく大事な話だと思しますので、ぜひ紳士に受け止めていただけたらと思います。

(3) その他

会長

- 議事(3)「その他」として、始めに④「第一子保育料無償化に伴う子育て世帯の負担軽
減策の拡大実施について」、事務局より説明をお願いします。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

(資料4 第一子保育料無償化に伴う子育て世帯の負担軽減策の拡大実施について)

- それでは「第一子保育料無償化に伴う子育て世帯の負担軽減策の拡大実施について」ご説
明いたします。
- 1の概要について、現在、認可保育所等において3歳以上、住民税非課税世帯等の0歳か
ら2歳までの子、第2子を対象とした保育料を無償化しているところでございます。
- 令和7年9月から都の負担軽減事業を活用して、0歳から2歳までの第1子の保育料を無
償化し、これに伴う区独自の子育て世代の負担軽減策の拡大についても実施いたします。
- 別紙2として第1子保育料無償化における内訳の方を添付しており、3ページの方には、
区独自の負担軽減策における予算計上額を資料としてお配りしております。
- 先ほど、保育園中心ではないかというお話もありましたが、我々区としては保育園のみな
らず、ご家庭で子育てしている方々にも同じように負担軽減できるよう、2番の区独自軽
減策にある、ファミリーサポートセンター事業や家事サポーター派遣事業についても、助
成拡大をしてまいります。
- 4ページには、今回実施する第1子保育料無償化また区独自の負担軽減策に当たって、各
施設や事業種別ごと現行の制度と令和7年9月以降の利用者負担について比較した一覧を
添付しております。
- 9月からの無償化実施については、今後、広報かつしかやホームページ等にて保護者の皆
様へ周知してまいります。

- 保育料無償化実施に伴い、今後保育園や認定こども園また幼稚園等の教育保育施設のニーズにも大きな影響を及ぼすものと考えております。
- これまで教育保育施設を利用していなかった世帯、またこうした子育て支援策の充実による子育て世帯の転入等、今後の施設利用のニーズが高まるものと考えております。
- こうしたニーズの動向について今後注視しながら、教育・保育施設の必要数についても検討を進めていきたいと考えております。

会長

- ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、ご質問ご意見等はございますか。

委員

- 先ほど、学童のことは沢山お話していただきましたが、私も法人で保育園を3つと学童を4つ運営しております。保育園は、私立保育園と公設民営の保育園になりますが、今この無償化について少しお話しします。すでに保育課長にはお話をさせていただいている内容ではありますが、せっかくでするので皆様にも現状としてお伝えしたいなど。
- 私は、今回は保育園の代表ではないですが、保育園のことになります。区の独自保育で一時保育、それから休日保育が無償になりますが、当園も休日保育をやっているところで、通常保育とは別に日曜日・祝日のことを休日保育という形で運営しております。子どもの支援となると、どうしても保護者支援とか、大人に向けての支援にスポットが当たって、子ども自身のことはどうなんだというところが少し棚上げになってしまう。
- 休日保育の無償化が始まると、月曜日から日曜日、日曜日から土曜日まで、毎日保育園に来る子が出てくる可能性があるのではないかと我々としては懸念しています。今までも、休日保育は理由がお仕事だと無料になるので、仮に月曜日から土曜日まで普通に保育園を使っていて、その子が日曜日も利用しているということになると、毎日保育園に来ていることになるんですね。月曜日から土曜日まで保育園に通っているかどうかは、休日保育というのは、登録をしている他園のお子さんだと分からないので。その子が自園のお子さんだったらいつ来て、いつ休んでというのが分かるのですが。中にはお家で生活すると、色々な問題で保育園に来た方が良いお子さんもまれにいらっしゃいますが、それこそ保育園にずっと来ることになるお子さんが本当に出てきます。保護者支援とともに子どもの育ちという観点でも考えていかなければならないのではないかと園長たちとの話でも出ています。このことについて、ぜひ委員の皆様にもお考え頂きたいです。
- 学童の方も、いろんなサービス等々増えております。かつしかプラスぷらすは、やっているところはまだ少ないですが、今無償で保護者負担はありません。当然、学童は利用料が発生します。そのかつしかプラスに通える要件は、学童に行けなかったお子さんが行くということで、あえてその入れない承認をもらうために申し込みをする保護者の方がいると聞いています。元々待機が多いところで、このような事業をやりますので、スペースはかなり限られ、子どもたちも窮屈な状況になり、校庭をどのように使うかといった問題も出てきています。ですので、やはり待機を減らすとか、預かる保護者の支援策を増やすことは大事ではありますが、子どもたちを預かる側としては、その子どもたちがどのように時間を過ごすのか、それから家庭も含めた生活もあわせて考えていただきたいです。
- 休日保育をやっているのは、公設民営が多いです。公設から民間に変わったところがやっているパターンが多いのですが、当時、休日が仕事で無料になったときには、平日お休みしているか確認してくださいとお話がありました。いわゆる保育料というのは、月曜日から土曜日の6日間で設定をされているので、休日にも来ていれば7日になってしまうので、1日はお休みするよう保護者へ声をかけてくださいねということでスタートしました。それが、口頭の苦言でしか伝わっていないんですね。それを区に確認したら、園で判断してくださいと。先ほどのお話同様、区がどうこうではなく、制度の在り方をもっと真剣に考えていかないと、子どもの育ちの部分でいろいろ弊害が出てくるのかなと思いました。

会長

- ありがとうございます。

委員

- 子どものためにやっていることが、親のためだけになったり、先ほどお話があったように、働く職員たちにしわ寄せがすごくていて、働く人がいなくなるなんてことになってしまうと思いますし、保育園と学童は、だいたいは保育園をやっている法人が学童もやっているのですが、保育園の職員と学童の職員とでは、処遇にだいぶ差があります。国の政策もそうですけれども。そういったところも踏まえて、ぜひお考えいただきたいと思い、発言させていただきました。

会長

- ありがとうございます。
- 1つ質問させていただきたいのですが、休日保育でお預かりするお子さんについて、平日保育園に行っているかどうかの情報は来ないのでしょうか。

委員

- そうですね。保護者の方に直接平日休んでいますかと聞くと、苦情につながることもあり、我々から聞くのはなかなか難しいですね。どこの保育園に通われていますかとは聞いていますし、姿でなんとなく平日休んでいるのかなと分かることもありますが、互いに連絡を取り合う体制はないのが現状です。リフレッシュの方も使いますので。これからすべてが無償となっていくと、どこにラインを引いてお声掛けするかというところが、なかなか難しいなと思います。

会長

- 無償だろうが、平日どこに行って何をしているのかの情報はほしいですね。

委員

- そうですね。お子さんがどのように平日過ごしているのか、家で過ごす時間はあるのか、少し懸念材料かなと思っております。

会長

- ありがとうございます。ぜひ。

委員

- 今、人員の問題とかいろいろ出てきていますが、これからの社会はとにかく人が減って支える人がいなくなってくる。だから保育園の保育士さんたちの数が少ない。その保育士さんたちをいかに有効に活用するか考えていかなくてはいけないと思います。先ほど限度の問題についてお話がありましたが、DX化して行って、チェックをしていく。
- 休日保育の件ですが、一週間全部保育園に行くというのは異常ですよね。親から聞き出すことはもう無理です。けど、その子がどう行動しているか、その辺のところを把握せざるを得ないのかなと思います。
- 児童相談所では、0歳児の時の愛情形成がまったくなされない形で、問題化しているケースが多くみられました。育て方の最初の一番基本的な信頼感とか、愛情形成、最初の0歳児というのは、やっぱり本当は保育園でなくて母親といてほしいと、僕はいつも願っています。
- 保育の環境も人数が少ない。その人をうまく活用できるような方策を考えていかないと、これは大変なことになる。子どもたちがしっかり育ってくれないと、これから孤立していきますから。将来のいろんな社会を形成する上で、非常に重要だと思います。
- 今非常にDX化になってきて、顔認証とかいくらでもできる時代になってきています。省けるものは省いて、うまく組み合わせるやっていかないと。そうしたところを区が支援し

ていかないと、単純にお金を出すのではなく、きちんと考えてやっていかないといけないと思っています。

会長

○ありがとうございます。

続きまして、②「区公式ホームページ内における子どもページの開設について」、事務局より、ご説明をお願いします。

事務局

(資料5 区公式ホームページ内における子どもページの開設について)

- それでは「区公式ホームページ内における子どもページの開設について」、ご説明いたします。資料5をご覧ください。
- 初めに、1 開設の経緯でございます。区では、令和5年10月に「葛飾区子どもの権利条例」を施行し、子どもの権利を守るための事業を推進しております。その一環として、権利侵害について子どもからの相談を受け付ける窓口を設置しておりますが、相談件数が少ないという課題がございました。そこで、区の取組を分かりやすく伝え、相談窓口にアクセスしやすくするため、区公式ホームページ内に子どもページを開設いたしました。これにより、子どもたちが区の情報を得やすくなり、自身の意見も伝えやすくなると考えております。
- 次に、2 制作過程における子どもの参画及び、子どもへのアプローチでございます。子どもページの制作に当たって、区内児童館を訪問し子どもヒアリングを行い、子どもの意見を可能な範囲で取り入れました。また、完成後は、各区立小・中学校を通じて周知をするとともに、区から貸与している一人一台タブレットのホーム画面にショートカットアイコンを配置することにより、子どもが簡単にアクセスできるような工夫をしております。
- 次に、3 子どもページの特徴と現状でございます。(1) についてですが、ページのデザインは、分かりやすさを重視し、やさしい日本語とイラストを多く使用しております。また、区公式ホームページに導入された「伝えるウェブ」機能により、リンク先のページも「ふりがな」や「やさしい日本語」で表示されるようになり、子どもが情報収集に当たって閲覧しやすくなっております。
- 続いて(2) 特色あるページについて、2つご紹介いたします。
1つ目は、「こどものけんり」のページです。ここでは、子どもの権利についてイラスト付きで説明しているほか、子どもの権利を身近に感じ、知ってもらおうきっかけとなるよう、昨年度制作した「葛飾区子どもの権利条例学習用動画」のリンクを掲載しております。
- もう1つは、かつしか子どもの“こえ”ポスト、通称「こえポス」です。これは、小学生以上の子どもが、区政に対する意見を自由に投稿できるフォームとなっております。寄せられた意見は関係部署で検討するほか、子どもページ上で子どもたちにフィードバックを行っております。いち早く、子どもの“こえ”に対するフィードバックをすることで、子どもたちに意見を伝えることの意義を感じてもらえるよう、運用を進めてまいります。
- 子どもページは令和7年4月28日の公開から約1ヶ月半で、閲覧数3万5千回以上、ユーザー数2万人近くのアクセスがありました。また、「こえポス」にはこれまでに6件の意見が寄せられており、子どもたちからの率直な声が届いております。実際に届いた意見については、別紙をご覧ください。
- 今後も、子どもページをさらに充実させるため、引き続き子どもの声を聴きながら進めてまいります。また、委員の皆様におかれましても、忌憚なご意見をいただきたく、この場、もしくは会后でも構いませんので、ご意見をいただければと思っております。事務局からの説明は以上となります。

会長

○ありがとうございます。ただいまの事務局の説明についてご質問ご意見等はございますか。

委員

- 素敵な子どものページを作っていただいて、ありがとうございます。その上で、意見はまだまだ少ないみたいなので、これ、授業で使えないですかね。授業で子どもの権利を学ぶ授業ということで、このホームページをみんなで見ながら、子どもの権利について学ぶことができないでしょうか。それこそ葛飾教育の日とかに、保護者も見ることができる機会にやってみると、保護者も学ぶ機会になりますし、いいのではないかと思います。

教育指導課

- ご意見ありがとうございます。学校では様々なカリキュラムの中で授業をさせていただいているところでございますので、この子どものページについて、どのような形で取扱っていただけるのか、子どもたちに周知徹底できるかも含めて検討させていただきたいと考えております。

会長

- 作ったものをぜひ活用していただきたいです。

教育指導課

- 子どもたちの一人1台タブレットにリンクを貼っており、子どもたちへは、このようなページがあることは周知しております。中身をどのように授業で扱っていただけるのかについては、今後検討させていただければと考えております。

委員

- ぜひよろしく願いいたします。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

- こちらのホームページ、我々の方で運営しているところでございます。子どもの権利条例について、特に子どもたちは、なんとなく自分たちのこととして、閲覧したり、勉強する機会も多少あるかと思いますが、実は大人に向けた発信があまりできておらず、我々としても課題でございます。先ほどお話がありましたが、葛飾教育の日など、大人と一緒に何かできないかというご意見もいただきました。教育委員会事務局とも整理した上で、子どもの権利条例について、特に大人たちへの発信をしっかりとやっていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

会長

- ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員

- この子どもページでは、子どもたちが困ったことなどを相談できる、そのようなシステムが入っているのでしょうか。何か困ったことがあるときに相談できるような。例えば、いじめですよ。いじめの発見に繋げるようなものがちゃんとあるのか。今、非常に単純ないじめが学校内に多くて、重大事件に発展するものも多いという問題があります。なので、その前に救えるようなシステム化をしていくのがいいのではないかと思います。ただ、その情報を誰が見ていいのかという、権利的な問題もたぶん出てくると思います。その辺のところも含めて、もし今やっていることがあれば教えてください。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

- 子どもページのトップページのやや下のところに、子どもの権利というカテゴリーがあり、ここをクリックしますと、子どもの権利ページに飛ぶという仕組みになっております。また、意見・相談というバナーを押していただきますと、相談先の窓口の連絡先も載せてございます。その上で、区に対する要望があるのか。また、いじめ等々何か困ったこ

とがあるのか、振り分けできるような形で子どもページを作らせていただきました。このような部分も子どもたち、また皆さんの意見をお聞きしながら、より使いやすい形を検討していきたいと考えているところでございます。

委員

- 誰が情報をどこまで見ることができますか。そこは決められているのでしょうか。意見があったときに、その部分を誰が担当して、誰がその意見を汲み上げるのでしょうか。

会長

- いじめ、虐待、学校の悩み、家族の悩み、心と体の部分の悩みとコマンドがあって、これを押します。すると確かに、悩み相談のところに行くのですが、振り分けられているだけなので、例えば家族の悩みだと、子ども総合センターのメール相談、親子のためのライン相談という、おそらく区のホームページの相談のところに行くだけで、一元管理のような話にはなっていないです。

委員

- その情報は誰が見るのかちゃんと決めておかないと、いわゆる形だけ作って中身がちゃんと消化されていないことになる。子どもたちが考えたときに、自分の意見が反映されないのではないかと感じてしまう。きちんと丁寧に作りこみをしないとまずいのではないかと思います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

- 実際に子どもたちの声を、どのような形でこのサイトを通じて、上手く集約していけるか。実際にこのページ自体は、個別のやりとりができるシステムにはなっておりません。我々としては、例えばいじめの問題ですとか、緊急的な相談のところに関しては、あくまでもそれぞれの専門的なサイト、連絡先を掲載していますが、連絡をしていただきたいというところがございます。
- これは区で作っているページですが、いわゆる 24 時間相談チャットのような形で運営できてはおりませんので、土日祝日など、我々もチェックできない状況になってしまいます。そのため、いじめや深刻な悩みごとに関しましては、それぞれの専門機関に相談していただきたい。ただ、それでもこのページを通じて相談したいときには、お名前ですとか、小学校名とかを書いていただいた上で相談を寄せていただきたい。今のところ、相談は寄せられてはいませんが、今後相談があった場合には、土日を挟んでも週明けの朝チェックし、お子さんにすぐにアクセスをして、やり取りをさせていただくという運用を今考えております。ただ、委員のご意見も踏まえて、今後このページの管理をどのようにしていくのかについては、引き続き検討させていただければと思っております。

委員

- この問題はどこの問題に行くのか、逆に選ばせるような誘導をつけるのがいいと思います。学校の問題だったら学校の問題。親になにかされているとか、そのような問題があるのなら、児童相談所とか。相談に繋がるシステムをやっぱり作りあげないと、まずいのではないかと思います。なるべく省力化して、問題を大きくさせないで、学校のことだったら学校のことという形で、その作りこみを上手にしていかないと、このページに飛びましたでは、まったく意味がない。そうではなくて、細かいことに対応できるような、そういう形に作りこんでいかないと。飛ばすのであれば、飛ばして判断するのはいい。その判断するのは誰がそこを見て、それを判断するのかということだけは、きちんと約束事で決めておかないと、いろんな権利と問題とか非常に問題になりますから、きちっとやっておいってください。これは区がやらないと絶対できないことなので、よろしく願います。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

○ありがとうございました。今のご意見を踏まえ検討を進めてまいりたいと考えております。

会長

○ありがとうございます。皆さん、スマホでチェックしていただいて、答えやすいかなという視点で見ただけだと幸いです。

委員

○1点質問ですけれども、タブレットに入れていただいているというお話ですが、相談がメールか電話というパターンが大半で、たぶん小学生で自分の家から電話ができるかどうか厳しかったりすると、メールというのもメールアドレスを持っていない人がいるのではないのでしょうか。例えば、タブレットから相談できるような、メールのような機能は入っているのでしょうか。

教育指導課

○ご質問ありがとうございます。今、子どもたちが持っている一人1台タブレットにメール機能はないので、メールで何かを問い合わせをしたりですとかはできない状況でございます。

委員

○そうなると子どもは結局詰むのではないかと思います。せっかく作っていただいて、相談したいなと思っても、どういう形で自分の個人的な情報を出すか、今この状況だとできない状態になっていると思うので、そこは一人1台タブレットで、誰のか分かる状況になっているので、名前を書かなくても個人が特定できるのではないかと、その辺をご検討いただくと良いと思いました。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

○ありがとうございます。今のホームページ上の作りでは、誰のタブレットから発信された情報か分からない状況でございます。実は、我々もそこに思い悩んだことがございました。

○例えば、発信元が特定される形とすると、今回寄せられているような、気軽に意見を出すにしても、躊躇してしまうのではないかと。要は、匿名性がいいということではないですが、逆に匿名性で言えるからこそ、子どもの率直な意見が聞きやすいということもあるのではないかと、ところで運用を始めてございます。今後は、先ほどのご意見も含めて、相談先をどのようにしていけるのか、少し検討させていただければと思います。

委員

○この子どもページというのが、深刻な相談をしてほしくて作られているのか、それとも子どもの新しい視点を子育ての政策に活かして作っているのか、どちらなのか分からなくなりました。

○子どもの新しい意見を募集していきたい、現状6件意見が集まっているというところをもっと増やしたいのであれば、回答して面白い回答が返ってきた、もっと見たいな、どんな回答が返ってくるのかなと小学生が思うような、小学生の視点をもっと取り入れてみた方が良いと思いました。面白い、バズるような小学生に寄り添った回答ができれば、小学生も聞いてみようかな、こういうのをしてほしいなど、気軽に意見を言えると思いました。

会長

○ありがとうございます。コメントについてのお話がありました。

子育て政策課長兼子ども・若者担当課長

○皆さん資料を読んでいただくと、堅苦しい話だなというのが実感かと思います。我々もなるべくいろんな形のやり取りが出来ればと思っているところですが、どうしても各部署に

回答をお願いすると、若干回答が固いところは事実でございます。こうしたご意見を踏まえ、今後も引き続き検討させていただければと思います。ありがとうございます。

委員

- 私自身、ウェブのデザインの仕事をしております。どうしても一言だけ言わせていただきたいと思います。まず、誰の何を対象にしているのかをはっきりされた方が、ウェブサイトの構築としては良いかと思います。
- 情報を皆さんに伝えたいのか、それとも意見を集約したいのか、それとも重大な問題とか自分の抱えている悩みとかを聞きたいのか、この部分をはっきりさせないと、このウェブサイトは何のために存在しているのか、ちゃんと周知できないかと思います。
- 私も今、サイトを拝見させていただきましたが、ウェブサイトの頭からユーザーが使う機能を一定のデザイン等の導線がないと、ユーザーはそこまでたどり着けないので、かつ自分の意見が聞かれているのか、すごく不安になります。そういった不安があった時点では、ユーザーはそのウェブサイトから離れますので、必ずデザインは早急に揃えた方がいいのかなと思っています。
- 先ほどのご意見にもありましたが、トップページは子どもにも見やすいようなデザインになっているのに、深く潜っていくと、いつもと区のページじゃないかと。これは子どもにとって、自分のことじゃないのかなと思ってしまい、離脱の原因になりかねないので、できるだけプロのデザイナーの方のご意見を聞いてみた方がいいのではないかと思います。

会長

- ありがとうございます。いいご意見ですね。確かに、公園というページを押すと区のページに飛んでしまう。悲しいですね。ありがとうございました。
- 続きまして、③「葛飾区児童相談所の開設後1年間の状況について」、事務局よりご説明をお願いします。

児童相談課長

(資料6 葛飾区児童相談所の開設後1年間の状況について)

- それでは「葛飾区児童相談所の開設後1年間の状況について」ご説明いたします。
- 令和5年10月の児童相談所を開設後、令和6年9月30日までの状況を報告させていただくものでございます。
- 資料1の相談受付件数につきましては後ほどご説明いたします。
- 2の一時保護件数について、本区の一時的保護の件数は令和6年4月1日から9月30日まで68人、令和5年度10月以降開設してからの人数は51人となっております。
- 一時保護を委託した児童は、令和6年度が9月30日までに6人ですが、令和5年度は49人となっております。令和5年10月1日の児童相談所開設時点では0人から一時保護をスタートしておりますので、この時点で、足立児童相談所などで一時保護されていたお子どもは、委託している扱いとなり、令和5年度は49人と多い状況となっております。
- 一時保護在籍児童数について、令和6年9月30日時点は20人となっております。参考に、令和5年度末3月31日時点でも20人で同じ数字となっております。
- 同時点の一時保護委託の児童は令和6年9月30日時点が5人、令和5年末が9人となっております。
- 3 社会的養護について、令和6年9月30日時点で児童養護施設で養育されている児童は166人。里親さんに養育されている児童は22人となっており、令和6年9月30日時点で、合計234人となっております。参考として、令和5年度末が238人となっており、ほぼ同じような人数で推移している状況でございます。
- (2) 里親等登録数について、令和6年9月30日時点では36家庭で、令和5年度末では35家庭となっております。児童相談所開設後の1年間では、5家庭が新たに登録しております。
- (3) の区内里親養育児童数について、令和6年9月30日時点では13人となっております、

その内、区外のお子さんを8人お預かりいただいております。

- （4）里親委託児童数は、葛飾区のお子さんが里親委託されている数となりますが、令和6年9月30日時点では合計22人で、その内、区外が17人となっております。
- 東京都の里親制度において、東京都全体でどの里親さんが合うかマッチングしているため、このような状況となっております。
- 4 医師による判定等実績について、令和6年9月30日時点で愛の手帳判定が205件のほか、記載の通りの件数でございます。
- 相談受付件数について、令和6年4月1日から9月30日の半年間の数字を表に掲載しております。相談件数の総数は1,149件で、被虐待の相談は688件となっております。
- 下の段は、参考に令和5年度の件数となり、開設以降の令和5年10月1日から3月末までで相談総数が1,137件、被虐待相談は663件となっております。
- 令和4年度の同時期である10月1日から3月31日までの足立児童相談所の相談総数は791件となっていることから、葛飾区児童相談所の開設により、相談しやすさから相談件数が増えたと捉えているところでございます。
- 表2の児童虐待相談件数について、令和6年4月1日から9月30日の期間で被虐待相談は688件となっております。内訳は記載のとおりになりますが、心理的虐待が368件とおおよそ6割を占めております。令和5年度についても、ほぼ同様の傾向でございます。

会長

- ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等がございますか。

副会長

- 児童相談所が開設され1年目となりまして、今回初めて報告があったということで非常に素晴らしいことだと思っております。
- 相談についても里親さんの方も頑張っているということがよく伝わってくるのですが、子どもの権利擁護について、こちらの方に記載がないです。葛飾区では子どもの権利条例を作って、非常に子どもの権利について意識の高い区だと思っております。
- 子どもの権利擁護について、現況どのようになっているのか。例えば、子どもの意見表明権、いわゆるこどもアドボカシーの取組とか、児童相談所における子どもの権利擁護の現況についてご説明いただけたら。
- こういう記録をどのような形で残せるのかなということについて、少し教えていただければと思っております。

児童相談課長

- ありがとうございます。初めに、意見表明、措置の部分については児童相談所でやっていかなければならないと定められております。具体的には、一時保護が決まったとき、決めるとき、施設入所するとき、一時保護からご家庭に戻るときなどの重要な局面に関しまして、私の気持ちシートというものを作り、子どもの意見を聴く形を取っております。幼児や障害児に対しては、なかなか難しいところはありますが、表情等を見て、どのように考えているのか、そのような努力もしているところです。
- 一時保護のお子さんに関しては、第三者委員という方に毎週一人ずつ来ていただき、一時保護されている子どもの気持ちを聴いていただいて、それを児童保護所の職員とケースワーカーに共有するという形で、意見表明に対応しております。
- 意見表明支援に関しましては、まだやっていかなければいけないと思っておりますので、子育て支援部と児童相談部で協力しながら今後検討していく必要があると考えております。
- 記録でございますが、児童相談所は事業概要というのを毎年まとめることになっております。まとめてホームページにも上げておりますので、記録を区民の皆様にも状況をお伝えできるようにしており、今後も顔が見える児童相談所を目指していきたいと考えております。

児童相談法務課長

- 子ども権利擁護アドボカシーに関して、私の方で初動して仕組みづくりをさせていただいております。児童福祉法が改正され、昨年度から意見聴取措置義務というのが定められて、いわゆる子どもアドボカシーという中のフォーマルアドボカシーという形で、まずは職員たちが、きちんと日頃から子どもの声をきちんと聴ける仕組みを徹底しようという形になりました。
- 特に措置決定の場面だとか、重要な場面では必ず意見を聴かなければいけない。ただ、イエス、ノーを聴くのではなく、いろいろと分かりやすく説明したり、コミュニケーションの取り方を工夫したりする形で行わなければなりません。
- 職員向けにも子どもアドボカシー研修を数回実施し、私の意見シートという区の独自の様式を作りました。これは、自由記載の1枚ものの紙になっていまして、子どもと一緒にどんなことを書くかというのを一緒に考えながら作っていく。場合によっては、子ども本人にペンを持たせて書いてもらったり、自分の言葉で表現することが難しい場合には、イラストと一緒に描いたりしています。導入当初はなかなか不慣れな部分もあったのですが、だいぶ浸透してきたところもあり、言語表現が苦手なお子さんについても、職員がイラストを用いて分かりやすく説明したりして、柔和な子どもの気持ちを聴くことができております。

児童保護担当課長

- 一時保護所にて、子どもたちをいろんな事情でお預かりしております。一時保護というのは、子どもたちが本来来たくて来ているばかりではないので、子どもたちの権利をいろいろと強く制限する部分もあります。そのため、なるべく長期化しないように思っております。長期化しますと、学校に行くことですか、子どもたちが持っているスマホだとか、親御さんとの交流、そのあたりが制限されておりますので、なるべく制限がかからないよう、子どもたちの意向も聴きながら進めているところでございます。とはいえ、虐待などがあると、なかなか子どもたちの意向に添えない部分もありますので、そこは丁寧に、子どもたちが主体的に生活ができるよう、意識しながら取り組んでいるところでございます。

副会長

- ありがとうございます。

委員

- 児童相談所を開設して丸1年経ったところで、このような累積値を出していただいていると思うのですが、区には他に虐待相談などを受けている施設、子ども総合センターなどあるかと思いますが、そのあたりはこの数字の中に入っているのでしょうか。

児童相談課長

- こちらに関しましては児童相談所の数値になりますので、初期対応する子ども総合センターの相談件数に関しては含まれていない状況でございます。

委員

- こういう実績値を報告事項としてご報告いただいていることは分かるのですが、どう分析して、何に活かしていくのかというところが、少し分からないです。
- 報告が行政的に必要であるのは分かるのですが、例えば他の区や自治体に比べると、件数が多いのか少ないのか。児童相談所が設置されたことによって、何が改善されたのかという点については、今の数字だけ見るだけでは分からないです。
- 会議にていろんな知見や意見をもらう中で、区としてどう取り組んでいくのか。今日の会議でも、ご報告いただく中で区の課長さんからいろんなご説明を受けました。子どもについて、児童相談所が関わるようなことは非常に重要なことで、保育園でも学童でも、児童相談所に相談しなくてはならないケースであったり、逆に園や学童の方にご連絡いただくケースが結構あります。重大なこととして捉えるには、データをどう活かしていくのかご

検討いただければと思います。

会長

○ありがとうございます。それでは最後に、事務局より連絡事項をお願いいたします。

事務局

- 今年度の子ども・子育て会議は、今回の開催も含めて全3回開催予定です。
- 次回の子ども・子育て会議は10月2日（木）を予定しております。詳細が決まり次第、開催通知をもってご連絡いたします。

7 閉会

会長

○ご質問やご意見等、他にないようであれば、本日はこれにて閉会とさせていただきます。長期間のご協力ありがとうございました。